

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関する ガイドライン（案）改正検討会

設置趣旨

- 今後、より厳しい財政状況、人材不足の下で、適切に施設を管理運営し、持続可能な下水道事業を実現していくためには、下水道施設の運営において、コンセッションをはじめとするPPP／PFI手法の活用が有効となり得る。
- 「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」等の政府方針においても、下水道分野において、コンセッションをはじめとするPPP／PFI手法の導入促進が求められている。
- このような状況のなか、国土交通省では、下水道分野におけるコンセッション導入を促進する観点から、コンセッション導入にあたっての一定の手順・考え方を提示するため、平成26年3月に、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定したところ。
- その後、①平成30年4月から浜松市において我が国初の下水道コンセッションが運営開始されるなど具体の事例が積み重ねられてきたこと、②平成30年6月にPFI法が改正されたこと、③内閣府において、平成30年3月にコンセッションガイドラインが改定されたことなど、取り巻く状況が大きく進捗している。
- かかる状況を踏まえ、国土交通省では、下水道分野におけるコンセッション導入の一層の促進に向け、ガイドライン改正を行うこととし、その改正内容を審議するため「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」改正検討会」を設置するものである。